

平成28年度公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社職員採用試験案内
(総合職 大学卒)

公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社職員の採用試験を次のとおり行いますので、お知らせいたします。

1 職種、採用予定人員、勤務場所及び職務

職 種	採用予定 人 員	勤務場所及び職務
総合職 (大学卒)	2名程度	神栖市運動施設等（受託施設※）に勤務 運動施設等の管理運営、主に屋内競技場及び屋外グラウンド整備等の維持管理業務、施設利用者サービス 文化及びスポーツ振興を目的とした業務

※受託施設は、公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社が神栖市教育委員会より指定管理者として管理運営を受託している施設です。

神栖市文化センター及び運動施設は、公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社が指定管理者として管理運営をしています。

2 採用予定年月日

合格者の採用の時期は、平成29年4月1日以降になります。

ただし、資格の取得見込みで受験し合格した者が、「3受験資格」で規定された資格を所定の期間内に取得できなかった場合には、採用資格を失います。

なお、辞退等を考慮して「補欠合格者」を決定することがあります。「補欠合格者」は、平成29年3月31日までを有効期限とし、必ず採用になるとは限りません。

3 受験資格

次の（1）の資格を有し、（2）の欠格事項のいずれにも該当しない人

（1）資格

総合職 (大学卒)	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)以上を卒業した人または平成29年3月31日までに卒業見込みの人。
--------------	--

(注) 上記の者が、申込書の記載事項等に虚偽があった場合には、受験資格がなかったものとして遡及して合格を取り消します。

（2）欠格事由

ア 日本国籍を有しない人

イ 成年被後見人又は被保佐人

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又は、その執行を受ける事がなくなるまでの人

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。（試験内容は、変更になる場合があります。）

（1）第1次試験

区 分		方 法
教養試験 (論文・作文を含む)	大学卒	一般常識試験，知能について択一式による筆記試験を行います。（120分）
		論文は一般常識，文章表現力等について試験を行います。800字程度（60分）
		一般性格診断検査（20分程度）

※一般性格診断検査（20分程度）については、2次試験の選考の参考にします。

（2）第2次試験

区 分	方 法
面接試験	集団及び個別面接により主として人物について評定を行います。
書類選考審査	

5 試験日及び試験会場

試験区分	試験日時	試験会場
第1次試験	平成29年2月5日(日) 受付 9:00～9:30 説明 9:30～ 教養試験 9:45～11:45(予定) 昼食 11:45～12:45(予定) 論文 13:00～14:00(予定) 一般性格診断検査 14:15～14:35 (予定)	神栖市武道館 〒314-0121 茨城県神栖市溝口 4991-10
第2次試験	平成29年2月19日(日) 面接試験(集団・個別) (詳しい時間は、第1次試験合格者に連絡いたします。)	神栖市武道館 〒314-0121 茨城県神栖市溝口 4991-10

6 合格者の発表

試験区分	発表時期	発表方法
第1次試験 合格発表	平成29年2月10日(金)予定	合格者にのみ通知します。併せてホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第2次試験 合格発表	平成29年2月24日(金)予定	受験者全員に郵送で可否を通知します。併せてホームページに合格者の受験番号を掲示します。

7 給与及び勤務条件等

(1) 給与等

給与は、当法人職員の給与に関する規程により支給されますが、例えば学校卒業直後に採用された場合の給料（基本給）月額は、次のとおりです。

ア 基本給 178,200 円（新大卒の場合）

イ 諸手当（通勤手当，扶養手当，時間外勤務手当，期末手当，勤勉手当等）

(2) 勤務時間等

8 時 30 分～17 時 15 分

12 時 45 分～21 時 30 分（各休憩 60 分）2 交代制

勤務は月通算週 5 日（完全週休 2 日制）で、月曜日を休館日としているため、土曜日は勤務，ローテーションで日曜日，祝日も勤務することになります。

（よって週休日は月曜日と日曜日，火曜日の隔週交代による週休 2 日制）

但し休日出勤あり。

(3) 加入保険：健康・厚生・雇用・労災

※その他，当法人規定による。

(4) 試用期間

新たに採用した人については，採用の日から 6 カ月間を試用期間とし，この期間中に職員としてふさわしくないと認められるときは，解雇する場合があります。

8 受験申込手続

(1) 受験申込書等請求

受験申込書は，公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社武道館事務所で配布しているほか，当法人のホームページからも直接ダウンロードできます。なお，郵送で請求する場合は，「受験申込書請求」と朱書した封筒に，120 円切手を貼った返信用封筒（角形 2 号 24 cm×33 cm）を同封し，下記の住所までお送りください。（返信用封筒には，受験者の住所・氏名を必ず記載願います。）

(2) 申込受付期間及び提出方法

平成29年1月10日(火)～平成29年1月22日(日)

申し込みは，月曜日を除く火曜日から日曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし，神栖市武道館内公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社総務へ持参

してください。また、郵便で申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、「簡易書留」等確実な方法でお送りください。

※1月22日(日)午後5時迄に神栖市武道館内公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社総務へ到着したものに限り受付けます。

※インターネットによる申込みはできません。

※提出された書類は返却いたしません。

(3) 提出書類等

(下記の提出物は、ボールペン(消せるボールペンは不可)または万年筆を用い、必ず自筆で記入してください。)

ア 受験申込書 1部(所定の申込書を使用し、写真を1枚必ず貼付してください。)※写真の裏面に氏名を記載してください。

イ 受験票用はがき 1枚

表面に受験者の住所・氏名を記載した郵便はがき(52円切手貼付)を同封してください。後日、裏面に受験番号と試験会場・試験日時等(最終確認用)を印刷して返送します。

ウ 受験料 不要

(4) 受験申込書の請求及び送付先

〒314-0121 茨城県神栖市溝口 4991-10

神栖市武道館内

公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社 総務 宛

(5) その他

ア 申込みを受理した受験申込者には、受験票を交付します。

イ 申込の際には、必ず受験票に最近3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き縦4cm、横3cmの写真1枚(裏面に「氏名」を記載)を貼ってください。写真の貼付がない場合は、受付できません。

9 お問い合わせ先

〒314-0121 茨城県神栖市溝口 4991-10 神栖市武道館内

公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社 総務(担当)

電話 0299-96-7700 (午前8時30分～午後17時00分)

FAX 0299-96-7773

URL <http://www.k-bssk.or.jp/>